◇**森林国営保険法等の一部を改正する法律**（法律第二一号）（農林水産省）

一　森林国営保険法の一部改正関係

1　法律の題名

法律の題名を森林保険法とすることとした。（題名関係）

2　目的及び定義

㈠　この法律は、森林保険の制度を確立することにより、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　この法律において「森林保険」とは、森林につき、火災、気象上の原因による災害（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。）及び噴火による災害（以下「保険事故」という。）によって生ずることのある損害を**塡**補する保険であって、この法律により行うものをいうこととした。

㈢　この法律において「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が森林につき保険事故によって生ずることのある損害を**塡**補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいうこととした。（第二条関係）

3　森林保険

㈠　研究所は、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件を定め、農林水産大臣に届け出ることとした。また、当該引受けに関する条件が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものである等のときは、農林水産大臣は、研究所に対し、変更命令を行うことができることとした。（第五条関係）

㈡　森林保険契約を締結しようとする者は、当該森林保険契約の申込みと同時に、研究所に保険料の全額を払い込まなければならないこととした。（第六条関係）

㈢　研究所は、森林保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書を作成し、保険契約者に交付することとした。また、森林保険契約に係る研究所の責任は、当該保険証書が作成された日の翌日から始まることとした。（第七条及び第八条関係）

㈣　森林保険の保険金額は、㈠の保険金額の標準により算出した金額を超えてはならないこととした。（第一〇条関係）

㈤　損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた等の場合には、研究所は、損害を**塡**補する責任を負わないこととした。（第一二条関係）

4　罰則

3の㈠による命令に違反した等の場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第一九条関係）

5　その他

㈠　森林保険に関する事項につき、保険契約者等が、民事訴訟を提起する際に、農林漁業保険審査会の審査を経ることを要しないこととした。（改正前の森林国営保険法第二二条関係）

㈡　保険事務の一部を都道府県知事又は市町村長に行わせることができることを廃止することとした。（改正前の森林国営保険法第二三条ノ二関係）

㈢　片仮名書き・文語体となっている表記を、平仮名書き・口語体に改め、表記の平易化を図ることその他所要の規定の整備を行うこととした。

二　独立行政法人森林総合研究所法の一部改正関係

1　研究所の目的の追加

森林保険を効率的かつ効果的に行うことを研究所の目的として追加することとした。（第三条第二項関係）

2　研究所の業務の範囲の変更

研究所は、1の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。（第一一条第二項関係）

㈠　森林保険を行うこと。

㈡　㈠の業務に附帯する業務を行うこと。

3　業務の委託

研究所は、業務方法書で定めるところにより、森林組合若しくは森林組合連合会又は地方公共団体その他農林水産大臣の指定する者に対し、2の業務（森林保険契約の締結及び保険金の支払の決定を除く。）の一部を委託することができることとした。（第一二条関係）

4　長期借入金及び森林総合研究所債券

㈠　研究所は、2の業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券（以下「債券」という。）を発行することができることとした。（第一五条第一項関係）

㈡　㈠に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができることとした。（第一五条第二項関係）

5　債務保証

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、4の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができることとした。（第一六条関係）

6　財政上の措置

政府は、研究所が、4の長期借入金をし、又は債券を発行することによっても、なお2の業務に要する費用又は4の㈡の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることとした。（第一八条関係）

三　特別会計に関する法律の一部改正関係

森林保険特別会計を廃止することとした。（第一五〇条～第一五七条関係）

四　附則

1　所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一六三号）（内閣官房）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二六年四月二〇日とすることとした。